

## 令和5年度三条市一般廃棄物処理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条及び三条市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、三条市一般廃棄物処理計画を次のとおり定めるものとする。

- 1 計画期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 2 計画区域 三条市全域
- 3 廃棄物の処理手数料を徴収する施設  
 条例別表第1に規定する市長の指定する処理施設は、清掃センターとする。  
 条例別表第2に規定する市長の指定する処理施設は、清掃センター及び完熟堆肥化センターとする。

### 4 処理計画

#### (1) 収集・運搬計画

種類		収集・運搬の主体	収集方法等	収集回数	計画 収集量 (トン)
家庭ごみ	可燃ごみ	委託業者	ステーション収集 (指定袋)	週3回	15,949
	不燃ごみ			月2回	547
	ペットボトル		ステーション収集 (透明又は半透明の袋)	月1回	119
			拠点 (透明又は半透明の袋)	随時	122
	ガラスびん		ステーション収集 (専用ケース)	月1回	479
	空き缶		ステーション収集 (透明又は半透明の袋)	月2回	221
	新聞紙		ステーション収集 (紐などで束ねる)	月2回	895
	段ボール				599
	雑誌				539
	紙パック				2

家庭ごみ	有害ごみ (蛍光管・乾電池)	委託業者	ステーション収集 (透明又は半透明の袋)	年 2 回	19
	有害ごみ (乾電池・小型充電式電池・水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計)		拠点	随時	17
	使用済小型家電				2
	古着				9
	粗大ごみ	委託業者	電話予約による戸別収集 (シール制)	週 1 回	72
	可燃ごみ	直接搬入 許可業者	直接搬入	随時	661
	不燃ごみ				310
	粗大ごみ				629
	剪定枝				334
	埋立ごみ				1
事業系ごみ	可燃ごみ	直接搬入 許可業者	直接搬入 [ただし、産業廃棄物 (紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ) の受入量は、1 事業所 50 トン/年までとする]	随時	14,719
	不燃ごみ		直接搬入		65
	粗大ごみ				352
	剪定枝				325
	埋立ごみ				50

公共施設 ごみ	可燃ごみ	委託業者	戸別収集 (透明又は半透明の袋)	週1回 ※保育所 のみ週3 回	309
	学校給食残さ			給食実施 日	1

\*事業系可燃ごみには、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条及び三条市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第27条及び同条施行規則第13条第1項で定める紙くず、木くず、繊維くず及び動植物性残さを含むものとする。

(2) 中間処理計画

ア 三条市分

種類	処理施設等	処理方法等	処理量 (トン)
可燃ごみ	清掃センター	焼却	31,638
不燃ごみ		破砕処理後、可燃ごみ・鉄・アルミくず・破砕不燃物に選別し、可燃ごみは焼却、鉄・アルミくずは売却、破砕不燃物は埋立する。	922
粗大ごみ			1,053
食品残さ	完熟堆肥化センター	堆肥化	1
ペットボトル	太誠産業(株)	選別・破砕	241
ガラスびん	新潟ガラスリサイクルセンター(株)	選別・破砕	479
空き缶	北興商事(株) 株原田商店 三条運輸(株)	選別・圧縮	221
新聞紙	岡田商店(株) 三条運輸(株) 株原田商店	選別・圧縮	895
段ボール			599
雑誌			539
紙パック			2

イ 他市町村分

種類	処理施設等	処理方法等	処理量 (トン)
ペットボトル	太誠産業(株)	選別・圧縮	12
プラスチック 容器包装材			40
ガラスびん	新潟ガラス リサイクル センター(株)	選別・破碎	1,362

(3) 最終処分計画

種類	処理施設	処理方法	処理量 (トン)
焼却灰(飛灰)	最終処分場	埋立	1,122
破碎不燃物 溶融不適物			1,214
埋立ごみ			51

(4) ごみの減量化施策

ア 資源化の推進

- (ア) ガラスびん、空き缶、古紙類(新聞紙・段ボール・雑誌・紙パック)を分別してステーション収集し、再資源化する。
- (イ) ペットボトルについては、ステーション収集を行うほか、公共施設(14か所)及びスーパー(12か所)に回収ボックスを設置し、回収後国内の再商品化製品利用事業者へ流通させる。
- (ウ) 年2回、有害ごみ(蛍光管・乾電池)の収集日を設け、ステーション収集を実施するとともに、乾電池については、公共施設(14か所)で、小型充電式電池については、公共施設及び店舗(19か所)で、水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計については、公共施設及び薬局(17か所)で回収し、水銀を適正に処理した後、水銀、ガラス、アルミくず、鉄くずを再資源化する。
- (エ) 清掃センターの処理工程から生ずる鉄くず、アルミくず、スラグを回収し資源化する。
- (オ) 緑のリサイクルセンターへ搬入された剪定枝を木質バイオマス発電所

での発電利用に活用する。

- (カ) 使用済小型家電回収ボックスを市内 10 か所に設置し、回収後再資源化する。
- (キ) 古着等を清掃センターで回収し、リユース業者を通じて主に海外で再利用する。
- (ク) 使用済みインクカートリッジを回収し、リサイクルインクとして再生利用する。

#### イ 市民への意識啓発

- (ア) ごみの分別の徹底、ごみの減量化及びリサイクルの推進について、広報紙やごみカレンダー、市ホームページ、環境イベントなどを通じて、啓発活動を行う。また、環境啓発施設「かんきょう庵」において広く市民に対して環境教育を実施する。
- (イ) ごみ処理施設等での火災事故を防止するため、乾電池・小型充電式電池の分別回収を呼び掛ける。

#### ウ 事業系ごみの減量化

- (ア) 事業者が搬入する併せ産廃（動植物性残さ・紙くず・木くず・繊維くず）の年間受入数量を 50 トンに制限し、ごみの搬入量を抑制する。事業者に対し減量化・資源化などの相談に応じるほか、資源化施設を紹介するなどの支援を行う。
- (イ) 事業者及び一般廃棄物処理業許可業者が搬入するごみの適正検査を随時実施し、適正な搬入及び処理の指導を強化する。
- (ウ) 緑のリサイクルセンターへ搬入された剪定枝を木質バイオマス発電所での発電利用に活用する。

#### (5) 一般廃棄物処理業の新規許可制限

ア 一般廃棄物処理業（収集運搬、処分）については、事業系ごみの排出総量が著しく増加し、収集運搬や処分に支障をきたさない限り、新規に許可しないものとする。

ただし、資源化を目的とした処分又は木質バイオマスの収集運搬を行う場合もしくは市外で収集した家電リサイクル法に基づく廃家電を市内の指定引取所まで運搬する場合は、この限りではない。

イ 一般廃棄物処理業（し尿収集運搬）については、市内のし尿くみ取りの総量が減少しており、現在の許可業者数で充足していることから、新規に許可しないものとする。

#### (6) 不法投棄防止対策

不法投棄の防止について市民・事業者へ周知を図るとともに、不法投棄防止パトロールによる監視活動等を強化し、地域と一体となって不法投棄させないまちづくりを推進する。

(7) し尿収集及び処理

し尿収集については、三条市環境衛生協同組合へ委託し、地区別計画収集を行う。収集効率を向上させるため、定期収集と口座振替を促進する。

また、収集したし尿は、汚泥再生処理センターで処理する。

ア 定期収集等の状況

	令和4年度実績		令和5年度目標	
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
登録数 4,937 件				
定期収集	2,273	46.0	2,469	50.0
口座振替	2,451	49.6	2,469	50.0

イ 汚泥再生処理センターのし尿処理量

期 間	処理量(k1)	前年比(%)
R4.4～R5.3	6,021	—
R5.4～R6.3	5,810	96.5